

- ・産業構造審議会市場メカニズム専門委員会において、京都メカニズム活用の基盤となる国内制度について審議、提言（平成15年9月）。
- ・上記提言を踏まえ、民間事業者が自主的に京都メカニズムのクレジットを取引する場合の企業会計上、税務上の取扱いについて、以下のとおりとなった。

(1) 企業会計上の取扱い

企業会計基準委員会の排出権取引専門委員会で検討が行われ、平成16年11月に実務対応報告第15号「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い」が決定された。

この実務対応報告では、クレジット取引の目的に応じ、第三者への転売目的の場合には取得時に「たな卸資産」として計上することとしている。また、自主行動計画等の達成のための償却目的の場合には、取得時に「無形固定資産」又は「投資その他資産」として計上し、償却口座への移転時に「販売費及び一般管理費」として処理することとしている。

この実務対応報告は、原則として平成17年4月以降の会計年度から適用される。

(2) 税務上の取扱い

課税所得は、別段の定めがあるものを除き、「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算される」（法人税法第22条第4項）こととされている。上記草案が企業会計基準となった場合には、クレジットの税務上の取扱いについても、クレジットの取得時に資産として計上し、償却口座への移転時に損金として処理されるなど、原則として、上記会計基準に従って処理されることとなる。